次

目

則

規

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施

行細則の一部を改正する規則

薬

務

課

○指定管理者の指定 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 示

○介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設の許可 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

長寿社会政策課

自然保護課

○介護保険法に基づく介護老人保健施設の廃止の届出

○指定管理者の指定 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

宮

○指定管理者の指定 ○保安林の指定施業要件の変更の予定

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 ○開発行為に関する工事の完了

局

(教育庁教育企画室)

六 Ŧī.

建築宅地課

(都市計画課)

Ŧī. Ŧī. Ŧī.

森林整備課)

畜

産 同 同 同 同 同

課

四 四 四

○指定管理者の指定 企

# 教育委員会

○宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正

(1)

する規則

行

○宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用さ

発

査 委

員

号の一部を改正する規則

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

ージ

○定期監査の結果の公表 ○宮城県監査委員事務局規則第 医薬品、 れる者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

規

則

医療機器等の品質

有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の

部を改正する規

九 九 八

則をここに公布する。

○宮城県規則第八十四号 令和五年十二月二十六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正す

県規則第八十一号)の一部を次のように改正する 第五条第一項中「(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方法、 磁気的方法そ

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

(昭和三十六年宮城

月三十一日」を「三月三十一日」に改める 下にし、 申請をした日の属する月の前月の末日)」及び「法第八条の二第一項に規定する」を削り、「記載」の 等に関する事項(以下「地域連携薬局等に関する事項」という。)については、当該認定又は更新の の二第一項若しくは法第六条の三第一項の規定による認定又は法第六条の二第四項若しくは法第六条 報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)」を削り、同条第二項中「前項の書面に」、「(法第六条 の三第五項の規定による更新を受けた場合は、省令別表第一第二の項第三号に規定する地域連携薬局 の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情 又は登録」を加え、「(地域連携薬局等に関する事項を除く。)」を削り、 同条第三項中「一

# 示

八

この規則は、

令和六年一月五日から施行する。

# ○宮城県告示第八百五号

八

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第1 一百四十四条の二第六項の規定により、 次のとおり 訪問

介護

○四

七〇九〇一〇四二

十号多賀城市八幡四丁目七番五多賀城市八幡四丁目七番五さくらビレッジ訪問介護

株式会社万緑

一日 五年十月

)四七一一

〇〇九四

五号市藤浪一丁目三番五十岩沼市藤浪一丁目三番五十岩沼市藤浪一丁日三番五十

株式会社ファインズガー

一日 一日 一日 五年十月

介護保険事業所番号

事業所の名称及び所在地

事業者の名称又は氏名

指定年月日

訪問

入浴介護

介護保険事業所番号

事業所

の名称及び所在地

事業者の名称又は氏名

指定年月日

〇四七

四〇〇九

四東ひ

[十六番地 松島市上下堤字上南谷地かり介護ステーション

合同会社あい

わ

月十五日 十五日十

〇四七二

一四〇〇九二八

十六番地九百十一 三理郡亘理町吉田字流百四 とぽいんと 十六番地九百十一

F

actory 般社団法人Sm

ė

指定管理者を指定した。

令和五年十二月二十六日

公の施設の名称

宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター

指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財

団

栗原市若柳字上畑岡敷味十七番地の二

指定の期間

○宮城県告示第八百六号

介護保険法(平成九年法律第百

一十三号)

第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者と

令和六年四月一日から令和十一 年三月三十一日まで

して、 次のとおり指定した。

令和五年十二月二十六日

村 井

嘉

浩

〇四七〇九〇一〇六七

株式会社ネクステップ

月令 一和

日五年十

〇四六二二九〇〇七三

番地六号

株式会社陸天

十令 五和

五年十月

四六一一

九〇〇四三

五号市藤浪一丁目三番五十岩沼市藤浪一丁目三番五十岩沼市藤浪一丁目三番五十

**株式会社ファインズガー** 

日和

五年十月

名取市美田園三丁目ころ

一番一

トまごころ

日

宮城県知事

四 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号 四五 四 八〇〇 Ŧi. 番地の五 重理郡山元町山寺字堤山八 重雅山元町山寺字堤山八 を療法人育志会介護老人保 事業所の名称及び所在地 医療法人育志会 事業者の名称又は氏名 月一日 日 年十 指定年月日

一日 一日 一日 五年十月

Ŧī.

通所介護

〇四七〇九〇一〇五九	〇四七二四〇〇九一〇	0回11110日日の六	介護保険事業所番号
十二号多賀城市桜木二丁目二番二デイサービスなべさん家デイサービスな	番地一 亘理郡亘理町東郷百五十九 いくゴーステーション雅	栗原市金成中町百十五番地ポプラの家デイサービスセンター金成	事業所の名称及び所在地
株式会社万緑	社会福祉法人日就会	合同会社金成ポプラの家	事業者の名称又は氏名
一 一 日 五 年 十 月	十五日 日 日 九月	一日 日 五 年 九 月	指定年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

O5411101151111	
番地アースサポート栗原アースサポート栗原	
アースサポート株式会社	
令和五年九月	

	介	三	0
	介護保険事業所番号	訪問看護	
方月音を ハニ ノヨノニバー	事業所の名称及び所在地		番地栗原市志波姫堀口見渡十九栗原市志波姫堀口見渡十九
	事業者の名称又は氏名		アースサポート株式会社
7 11 12 13 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	指定年月日		一 日 五 年 九 月

### 5400 *5*

	介	六短	〇 四
〇四七一五〇二八〇七	介護保険事業所番号	期入所生活介護	〇四七〇二〇三二八三
大崎市古川小野字馬場三十 ロmugi ロム ルグネット大崎ts 地域密着型特別養護老人ホ	事業所の名称及び所在地		十番地 石巻市蛇田字新埣寺二百二 レッツ倶楽部蛇田バイパス
会会福祉法人KTK福祉	事業者の名称又は氏名		株式会社井上
十五日 日本五日 年九月	指定年月日		月一日 一日 年十一

# ○宮城県告示第八百七号

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

# 介護予防訪問入浴介護

○四七一三○二四二二 字	介護保険事業所番号
番地栗原市志波姫堀口見渡十九アースサポート栗原	事業所の名称及び所在地
アースサポート株式会社	事業者の名称又は氏名
令和五年九月 日	指定年月日

# 二 介護予防訪問看護

保険事業所番号				
事業所の名称及び所在地 事業者の名称又は氏名 指定年月1	月令和五年十一 日本十一		棟一一〇四 村二号多賀城ロジュ 以市東田中二丁目四 スステーションまる	〇四七〇九〇一〇六七
名取市美田園三丁目一番一       事業所の名称及び所在地       事業者の名称又は氏名       指定年月日         事業所の名称及び所在地       事業者の名称又は氏名       指定年月日	一日 日五年十月		一年マ4ノ	〇四六一一九〇〇四三
事業所の名称及び所在地事業者の名称又は氏名	一 日 日 五 五 年 九 月	ポープ	名取市美田園三丁目一番一ころ	○四六○七九○一五七
	指定年月日	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	介護保険事業所番号

# 三 介護予防訪問リハビリテーション

○四五二四八○○一五	介護保険事業所番号
番地の五 重理郡山元町山寺字堤山八 健施設アルカディアウェル 医療法人育志会介護老人保	事業所の名称及び所在地
医療法人育志会	事業者の名称又は氏名
月一日 日五年十一	指定年月日

# 介護予防短期入所生活介護

〇四七一五〇二八〇七	介護保険事業所番号
番地一号 ルグネット大崎ts ルグネット大崎ts 地域密着型特別養護老人ホ 地域密着型特別養護老人ホ	事業所の名称及び所在地
会会福祉法人KTK福祉	事業者の名称又は氏名
十五日 日 年 九月	指定年月日

# ○宮城県告示第八百八号

者から次のとおり廃止する旨届出があった。
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業

令和五年十二月二十六日

訪問介護

宮城県知事
村
井
嘉

浩

三十日	合資会社つくし	番地東松島市牛網字平岡三十四訪問介護事業つくし	〇四七一四〇〇一七六
三十日 令和五年九月	株式会社season	十号 多賀城市八幡四丁目七番五さくらビレッジ訪問介護	〇四七〇九〇〇七六二
三十日	医療法人社団仁明会	七番地の十八号 石巻市門脇字一番谷地五十 恵仁ヘルパーステーション	〇四七〇二〇〇五六九
廃止年月日	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	介護保険事業所番号

# 二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号
事業所の名称及び所在地
事業者の名称又は氏名
廃止年月日

	(4
Ē	
通听个蒦	〇四七〇七〇〇11110
	十五号 名取市増田五丁目十三番三 お定居宅サービス事業所ほ
	祖社協議会福祉法人名取市社会
	月令 三和

	介	三通	О pu
〇四七〇九〇〇八一二	介護保険事業所番号	通所介護	0月1000011110
多賀城市桜木二丁目二番二   デイサービスなべさん家	事業所の名称及び所在地		十五号 名取市増田五丁目十三番三 お定居宅サービス事業所ほ
株式会社season	事業者の名称又は氏名		福祉協議会 福祉法人名取市社会
三十日 令和五年九月	廃止年月日		月令和 三十日 日 十一

### 四 福祉用具貸与

月 三 千 3 日 6 - -	ヤコタイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		( P 1 - 1 - 1 ( ) ( )
Ί.	・一く・一・八十分万米	+727+	
十日 令和五年九月	有限会社キクユウ薬局	石巻市美園三丁目一番地十有限会社キクユウ薬局	
廃止年月日	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	介護保険事業所番号

### Ŧî. 特定福祉用具販売

宮

11		介護保険事業所番号	
五番二号 相手を 本式会社ジェー・シー・ア 本式会社ジェー・シー・ア	石巻市美園三丁目一番地十有限会社キクユウ薬局	事業所の名称及び所在地	
株式会社ジェー・シー・	有限会社キクユウ薬局	事業者の名称又は氏名	
月令和五年十一 日十十一	十日 令和五年九月	廃止年月日	

# ○宮城県告示第八百九号

健施設の開設を許可した。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保

令和五年十二月二十六日

介護保険事業所番号

施設の名称及び所在地	
開設者の名称又は氏名	
許可年月日	

宮城県知事

村

井

嘉

浩

	〇四五一三八〇〇六七
一号栗原市瀬峰新田沢十二番地里	老人保健施設 PFC藤の医療法人社団清靖会 介護
	医療法人社団清靖会
	一 日 石 五 年 十 月

# ○宮城県告示第八百十号

設者から次のとおり廃止する旨届出があった。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十九条第二項の規定により、介護老人保健施設の開

令和五年十二月二十六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

〇四五一三八〇〇四二	介護保険事業所番号
一号 栗原市瀬峰新田沢十二番地 介護老人保健施設藤の里	施設の名称及び所在地
医療法人社団泉翔会	開設者の名称又は氏名
三十日 日本九月	廃止年月日

# ○宮城県告示第八百十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サー

令和五年十二月二十六日

ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

宮城県知事 村 井 嘉

浩

介
21
護
子
17.1.
迈
計
пIJ
問
7
$\wedge$
3/2
佰
<b>₩</b>
刀
蓷
比之

0四七0七0011110	介護保険事業所番号
十五号 名取市増田五丁目十三番三 名取市増田五丁目十三番三	事業所の名称及び所在地
福祉協議会 福祉法人名取市社会	事業者の名称又は氏名
月三十日 日十十一	廃止年月日

## $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ 介護予防福祉用具貸与

〇四七二七〇〇八二二	〇国国〇川国〇七〇川	介護保険事業所番号
黒川郡大和町松坂平二丁目イ北部事業所株式会社ジェー・シー・ア	石巻市美園三丁目一番地十有限会社キクユウ薬局	事業所の名称及び所在地
株式会社ジェー・シー・	有限会社キクユウ薬局	事業者の名称又は氏名
月三十日 十日 十一	十日 令和五年九月	廃止年月日

角	\$466号	
介	三特完	
介護保険事業所番号	特定介護予防福祉用具販売	
事業所の名称及び所在地	販売	五番二号
事業者の名称又は氏		

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

〇 四 七 二		介護保
〇四七二七〇〇八二二	011国0七0111	) 除事業所番号
五番二号 黒川郡大和町松坂平二丁目 オ北部事業所 株式会社ジェー・シー・ア	石巻市美園三丁目一番地十有限会社キクユウ薬局	事業所の名称及び所在地
<b>水式会社ジェー・シー・</b>	有限会社キクユウ薬局	事業者の名称又は氏名
月三十日 三十日 十一	十日	廃止年月日

# ○宮城県告示第八百十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

○宮城県告示第八百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

整備課)及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (水産林政部森林

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

指定管理者を指定した。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

令和五年十二月二十六日

指定管理者を指定した。

宮城県知事 村 井 嘉

浩

公の施設の名称

宮城県岩出山牧場

指定した団体の名称及び所在地

公益社団法人みやぎ農業振興公社

 $\stackrel{-}{\sim}$ 

指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

公の施設の名称

矢本海浜緑地

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

三 指定の期間

宮

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

# ○宮城県告示第八百十三号

定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があっ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規

令和五年十二月二十六日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

土砂の流出の防備

(5)

 $\equiv$ 

指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

公

告

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

村 井 嘉 浩

保安林として指定された目的

宮城県知事

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

宮城県知事 村 井 嘉

浩

黒川郡大衡村大衡字赤坂五十八番三

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 黒川郡大和町吉岡字道下二十四番地の一 S

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域

Î

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年十二月二十六日

nlight吉岡B103

鶉橋

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

入札に付する事項

- 調達案件及び数量 県立高等学校教育用タブレット端末機器再設定等業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による

3 委託期間 契約締結日から令和六年三月二十九日まで

4 施行場所 県立高等学校 (通信制を除く)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

宮

城

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始 なされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

れかに該当するときは入札に参加することはできない。 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

怠は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。なお、入札に参加しようとする者の業務として行った行なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

営に事実上参加していると認められるとき。

「大札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店人及び営業所の代表者をいう。以下「暴対法」という。)である場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員でよる不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)が暴力団員とは営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

、入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力、入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

又は関与していると認められるとき。等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

していると認められるとき。 、入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

る契約を締結し、二回以上履行した実績を有すること。
過去二年以内に国又は地方公共団体と本調達と同規模程度のタブレット端末の設定及び納品す

1二−二一−−三三三五)へ令和六年一月十五日(月)午後五時までに提出すること。 県出納局契約課管理班(〒九八○−八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話○ る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。 れるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続 認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札 本調達案件は、 電子入札 (電磁的記録 (書面により執行する競争入札又は随意契約における (電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては

あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。 本調達案件に参加する者のうち、 紙入札を希望する者は、 入札説明書に定めるところにより

2 に問い合わせ先 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、 入札説明書の交付場所並び

〒九八○ - 八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教育企画室情報化推進班(電話○二二−二一一−三六一二)

令和六年一月十一日(木)まで前記の問い合わせ先に申し出ること。 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

報

# 4 一般競争入札参加資格審查

り提出し、参加資格の審査を受けなければならない。 月十六日(火)から令和六年一月十九日(金)までの間に必要書類を作成の上、システムによ という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」

参加資格の審査を受けなければならない 書に定めるところにより令和六年一月十九日(金)までの間に必要書類を作成の上、提出し、 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明

は、これに応じなければならない 開札日までの間において、□又は□において提出された書類に関し説明を求められた場合

# 入札書の提出期限等

システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年一月二十四日(水)午前九時から令和六年一月二十九日 (月) 午後五時

- 書面により入札書を提出する場合
- イ 日時 令和六年 月二十九日 月 午後五時
- 口

(7)

郵送による場合は、 配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出するこ

> ೬ ただし、 入札書を持参する場合は、 6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす

- 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- 開札の日時及び場所 令和六年一月三十日 (火) 午前十時 宮城県行政庁舎十六階 教育企画

入札に参加することができない者

兀

6

る

室内

一に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

Ŧī.

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 入札保証金 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定に
- よる。

3

契約保証金

- 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による
- に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札
- 5 り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者で 費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切 する金額を控除した金額を入札書に記載すること あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当 た総額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、当該業務を履行するための一切の費用を含め
- 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札
- 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無
- 契約書作成の要否

8

7

- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 詳細は、入札説明書による。

10

### Summary

- equipment for Miyagi prefectural senior high schools (1set) Nature and Quantity of Service to be Procured: Reconfiguration of educational tablet
- Contract Period: From day of contract settlement to March 29, 2024

2

報

- Deadline and Place for Bid Submission: January 29, 2024 (Mon.), 5: 00 p.m. Information Place of Implementation: Prefectural senior high schools (excluding correspondence courses)
- Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat,

号

- Division Miyagi Prefectural Government Building, 16th floor Time and Place for Bid Selection: January 30, 2024 (Tue.), 10: 00 a.m. Education Planning
- 6 Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai Contact Information: Information Technology Promotion Section, Education Planning

Tel: 022-211-3612

City, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN

Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

### 企 業 局

# ○宮城県企業局告示第一号

公

指定管理者を指定した。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達

也

公の施設の名称

宮

城

令和五年十二月二十六日

県

北上川下流流域下水道、北上川下流東部流域下水道及び迫川流域下水道

指定した団体の名称及び所在地

株式会社アイ・ケー・エス

石卷市鋳銭場五番二十一号

指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

### 教 育 委 会

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

○宮城県教育委員会規則第十四号

第466号

宮 城 県 教 育 委 員 会

# 宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則 の一部を次のように改正する。 (令和五年宮城県教育委員会規則第十二

条例」に改め、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える **員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。)」を「給与** 第四号を第五号とし、第三号イ中「により、通勤届」を「による通勤届」に改め、第三号を第四号と し、第二号イ中「により、住居届」を「による住居届」に改め、第二号を第三号とし、第一号ニ中「職 第二条中第五号を第六号とし、第四号イ中「により、単身赴任届」を「による単身赴任届」に改め、

第十一条第一項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること。 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。)

この規則は、公布の日から施行する。

# ○宮城県教育委員会訓令甲第十五号

関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める 宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に

令和五年十二月二十六日

# 宮城県教育委員会

長 佐 靖

与に関する規程の一部を改正する訓令 宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給

関する規程(令和二年宮城県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する 宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に

該会計年度の四月一日に遡及して当該給料表が改定された場合にあっては、改定前の給料表をいう。」 第二条中「職員として採用された日の属する会計年度の四月一日において施行されている」及び「当 、同条に後段として次のように加える

般会計年度任用職員」という。)」を「一般会計年度任用職員」 第二項の規定により準用する職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)第四 条第一項に規定する給料表の適用を受ける者(以下「一般会計年度任用職員」という。)の例による。 (昭和三十二年宮城県条例第二十九号) 第四条第一項に規定する給料表の適用を受ける者(以下「一 この場合において、 一項中 給料表が改定されたときの取扱いについては、 一項及び第七条第 一項の規定により準用する職員の給与に関する条 に改める 条例第四条第二項及び第七条

第466号

改める。

改正後の第二条及び第六条の規定は同年十二月一日から適用する。 この訓令は令和五年十二月二十六日から施行し、改正後の附則第二項の規定は同年十月一日から、

|項中「から十二号棒までの号棒」を削り、「十四万八千二百円」を「十四万九千百円」

### 監 査 委 員

# ○宮城県監査委員規則第二号

宮城県監査委員事務局規則第一号の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県監査委員事務局規則第一号-一 宮城県代表監査委員

宮城県監査委員事務局規則第一号(宮城県監査委員の権限に属する事務の委任に関する規則)

# の一部を改正する規則

のように加える。 規則第一号(宮城県監査委員の権限に属する事務の委任に関する規則)の一部を次のように改正する。 第二条中第五号を第六号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次 宮城県監査委員事務局は、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)に基づき、宮城県監査委員

第十一条第一項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。)

則

この規則は、公布の日から施行する

# 〇宮城県監査委員告示第20号

宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、

令和5年12月26日

り公表する

宮城県監査委員 拍 4 +

宮城県監査委員 拍 ৵ \*  $\mathbb{H}$  $\blacksquare$ 加

宮城県監査委員 宮城県監査委員 成

 $\mathbb{H}$ 

ᄪ H 完

監査委員の報告日

に

뺍

令和5年9月4日

2 通知のあった日

令和5年11月1日

監査委員の報告の内容及び措置の内容

ယ

# Ξ 税務課、地方税徴収対策室

監査委員の報告の内容

更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、

成

田

由

加

里

· 令和 4 年度収入未済額

現年度分 942,460,608円

過年度分 1,596,595,905円

ᅖ 2,539,056,513円

令和3年度収入未済額

現年度分 939,977,149円

過年度分

1,726,180,371円

<u> </u> 2,666,157,520円

措置の内容

П

<発生原因>

かった事案等、諸々の原因により発生したもの。 も差押え可能な財産が判明しない事案、納税資力があるにも関わらず年度内に完納に至らな 病気や失業、事業収入の減少などにより納付が困難となった事案や、財産調査を実施して

< 処理内容 >

務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と新たな滞納の発生抑制に努めた。 令和4年度については「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和4年度県税事

所及び地域事務所に市町村滞納整理連携・協働チームを組織し、市町村職員併任を活用した 共同催告や共同徴収、捜索の実施など、市町村の状況に即した取組を行った。 収入未済額の大半を占め、重点税目に位置付けている個人県民税については、各県税事務

個人県民税以外の税目については、オンライン預貯金調査の活用による効率的な財産調査

を実施し、滞納処分を中心とする取組を徹底することで、 自動車税種別割の納期内納付率向上のための啓発運動を実施した 一層の収入未済縮減を図るととも

計画に引き続き市町村と連携・協働して徴収対策を講じるとともに、生活困窮者に対しては 納税緩和措置の適用の検討など適切に対応し、更なる収入未済額の縮減に取り組む。 令和4年3月に策定した「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」の目標達成に向け、前

# 原子力安全対策認

2

# 監査委員の報告の内容

う対策を講じられたい。 歳入歳出外現金において、払出が行われていないものが認められたので、今後再発しないよ

の支出が行われたが、契約保証金の払出がなされていなかったもの。 委託契約について、令和5年3月24日に業務が完了し、検査の後、同年4月17日に契約額

- 件数 1件
- ·金額 104,500円

### 口 措置の内容

<発生原因>

結している 本件契約については、令和5年2月6日に契約保証金が納付され、同9日付けで契約を締

合格通知と併せて請求書及び契約保証金払戻請求書の提出を契約業者に依頼した 令和5年3月24日に業務完了報告があったことから検査を行い、令和5年3月27日に検査

いでの処理となり課内での引継が不十分となってしまったことにより、払出が未処理であっ められたものの、契約業者より契約保証金払戻請求書の提出がなかったこと及び、年度を跨 委託金に係る請求書については、令和5年4月3日に受領し、速やかに支払い手続きが進

### <処理内容>

やかに払い出しを行ったもの。 未処理発覚後、契約相手方に対し契約保証金払戻請求書を提出するよう依頼し、提出後速

# <再発防止策:

75 課内で管理している支出状況一覧表について歳入歳出外現金の欄を設け、管理を行う。ま 新たに歳入歳出外現金に係る簿冊を作成し、契約案件とは別に管理し、常に会計担当も

確認できるよう努める。

### 3 スポーツ振興課

監査委員の報告の内容

対策を講じられたい。 施設管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう

### ( 内 ( )

を保管していたもの。 消防法等により定められた構造上の要件を満たしていない保管場所に届出をせずに危険物

- ・施設名 宮城県長沼ボート場

·保管物

ガソリン

### 措置の内容

<発生原因>

П

不十分であったため 課内においての進捗状況に応じた適切な指示がなされず、進行管理などのマネジメントが

## <処理内容>

例で規定する範囲内で艇庫に保管するよう指定管理者に対して指導を徹底しているところで を行っており、11月の工事完了までは、登米市消防本部との協議内容に基づき、同市消防条 少量危険物保管庫の設置に向けて、今年7月に工事契約を締結し、適切に工事の進行管理

部の検査を受ける予定である なお、工事着手に際しては消防本部への届出を行っており、供用開始に当たっては消防本

# <再発防止策>

により、適切な進行管理を図る。 で共有するとともに、チャットルームや定期的な課内会議により事業の進捗を確認すること 主要な事務事業や懸案事項のうち必要なものについては、進行管理表を作成し、 管理職ま

循環型社会推進課、(廃棄物対策課)、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、 汝

# 監査委員の報告の内容

射性物質汚染廃棄物対策室

(4)

れたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。 特別納付金(産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用)において、収入未済が認めら

令和 4 年度分収入未済額 過年度分 現年度分 ᄪ 1,029,738,426円 1,000,280,654円

29,457,772円

令和3年度分収入未済額 現年度分 164,723,643円

過年度分 836,782,011円

1,001,505,654円

口

措置の内容

### <発生原因>

報

- 竹の内産廃処分場の廃棄物に起因する生活環境保全上の支障を除去するため、県がこれま で代執行により実施してきた対策費用が累積している。
- 当時不適正処理に関わった者に対し、納付命令を発出しているが、少額の納付に留まって おり、収入未済が継続している。

<処理内容>

- ・個人債務者への納付指導を継続し、分割納付を継続させた
- 財産調査を実施し、各債務者の収入・資産状況の把握に努めた。
- 財産調査により発見した債務者の財産を差し押さえた。

# <再発防止策)

の時効管理を確実に行っていく 引き続き納付指導及び財産調査を継続するとともに、必要に応じて差押えを実施し、

射性物質汚染廃棄物対策室 循環型社会推進課、(廃棄物対策課)、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、 敖

5

# 監査委員の報告の内容

今後再発しないよう対策を講じられたい。 国庫補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)の受入について、調定遺漏が認められたので、

·金額 45,062,000円

# 令和4年度中に国の交付決定を受けた繰越事業において、調定を行っていなかったもの。

·件数

措置の内容

П

### <発生原因>

・令和4年度第2次補正予算の国からの交付決定日が、令和5年3月7日であったため、 来は令和4年度中に特例調定を行うべきであったが年度内での事務処理を失念したもの。

### <処理内容>

・出納閉鎖後に未処理が判明したため、令和5年度歳入として調定決議を行った。

# <再発防止策>

- ・調定遺漏が発生したことを受け、国庫補助金等進捗状況確認表を作成するとともに、交付 決定及び交付額確定時に当該確認表への入力により調定状況を可視化し、事務処理漏れが
- 出納整理期間中の事務処理になる場合は、人事異動による事務処理漏れがないよう、引継 書等にも記載するとともに、事業担当者と予算担当者等が情報を共有することにより、相 互に管理を行う。

ないよう複数の目でチェック体制の強化を図り、再発防止に努める

# 子ども・家庭支援課

6)

# 監査委員の報告の内容

理に向けた対策を講じられたい。 児童扶養手当給付費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管

児童扶養手当給付費返還金

令和4年度収入未済額

現年度分 3,528,530円

過年度分 ᅖ 15,936,500円 19,465,030円

令和3年度収入未済額

現年度分 4,924,110円

過年度分 13,217,510円

ᄪᆘ 18,141,620F

### П 措置の内容

# <発生原因>

当該収入未済については、児童扶養手当支給後に資格喪失要件(結婚、転出等)に該当し

ていることが判明し、過払いとなった返還金の返納未済である。 返還金発生の主な理由としては、結婚、転居等の届け出忘れのほか、年金(本人及び配偶

者の障害年金や遺族年金等)受給の未申告などとなっている………・・・

### 为祖子4年

返納未済者に対しては、特別滞納整理期間中(9月・2月)における催告状の送付や電話による督促を継続して実施している。

# <再発防止策>

返還金発生を防止するため、手当支給前に各町村に対して資格喪失要件 (結婚、転居等) に該当する者がいないか確認を行い、該当する可能性がある場合には、手当の支払いを一時 差し止めするなどの対応を行い、返還金発生の未然防止に努めている。

# 子育て社会推進課

3

# 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

### (1,11)

補助金等精算返還金(宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金)

# 現年度分 10,016,967円

令和 4 年度収入未済額

過年度分 0円

# 合 計 10,016,967円

### <発生原因>

口

措置の内容

宮

H30宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金について、補助事業者が県に無断で補助金で取得した財産を処分したため返還命令を行ったもの。

当該事業者(1者)は既に事業を中止しており、令和4年12月6日付けで債務整理が開始された旨弁護士から通知があった。

### <処理内容>

当該事業者は、内閣府(国)事業補助金についても同様に返還請求を受けており、最終的な返還額が多額となることが見込まれる。内閣府の委託団体と随時情報を共有し、当該事業者の債務整理を行っている法律事務所とも連絡を密にして不納欠損処分も視野に入れながら返還又は配当等に対応していく。

### - 発防止束

補助事業者が、事業を中止した等の情報を入手した場合に、財産処分や補助金返還等につ

いて、適切に指導していく。

# (8) 新産業振興

監査委員の報告の内容

予算執行において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

### ( 内 谷 (

産業技術総合センターに係る施設・設備等保全事業において予算執行を怠り、多額の不用額を生じさせたもの。

- · 件数 3件
- 冷暖房蓄熱システム更新工事 112,238,000円
- 冷温水器発生機更新工事 6,342,000円
- 空調設備主要配管更新工事 10,239,000円

## 措置の内容

П

# <発生原因>

担当者が事業実施に必要となる内部手続を怠ったこと及び管理・監督職員による進捗状況の確認不足により、事業を執行できなかったものであり、事案の発覚が遅れたため、減額補

## <処理内容>

正などの所定の手続きができず不用額となったもの

未執行となった本案件については、庁内調整の上、後年度の予算措置の調整を図った。

# <再発防止策>

所管事業の事務処理スケジュールの一覧表を組織全体で共有し、担当職員から管理・監督職員まで確実に進捗状況を複数の目で確認できるチェック体制を構築した。また、担当者が事務処理上の課題などを抱えこまない風通しの良い職場環境整備とするため、各班の業務の状況を課内会議で報告するなど、ボトムアップの発言機会を増やすよう工夫している。

### 雇用対策課

9

# 監査委員の報告の内容

補助金返還加算金において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

### 111/

# 補助金返還加算金

· 令和 4 年度収入未済額

令和3年度収入未済額 過年度分 現年度分 35,443,430円 35,443,430円

9

措置の内容

過年度分 現年度分

0出

35,443,430円

ᅖ

35,443,430円

<発生原因>

申し出があり、収入未済が発生したものである い、一債務者について、延納利息(8,520,029円)と併せて確定した補助金返還加算金である。 金額が大きく、コロナ禍による経営状況の悪化等を理由に一括での支払いが困難である旨の 事業復興型雇用創出助成金の支給決定取消により生じた返還金が完納となったことに件

報

円であったところ、令和4年度中は月20万円の支払計画による8か月分の計160万円を回収 し、回収金額は延納利息に充当した。 当該債務者について、令和3年度収入未済額は補助金返還加算金と延納利息の計43,963,459

<再発防止策

計画の見直しにより早期完納を図っている 経営状況等を把握した上で、適正な返還計画に基づく誓約書を徴し、定期的な状況確認や

施及び複数人によるチェック等により、新規の返還事案の発生防止に努めている また、助成金の支給決定に係る審査について、審査マニュアルの整備や職員向け研修の実

農村整備課、農村防災対策室

6

監査委員の報告の内容

内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 国庫補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)の受入について、調定遺漏が認められたので、

·件数

令和4年度中に国の交付決定を受けた繰越事業において、調定を行っていなかったもの。

措置の内容

П

·金額 200,000円

<発生原因>

の交付決定日が令和5年3月7日であった旨の通知があったことから、本来は令和4年度中 国庫補助金について、取りまとめ所属から、令和5年4月18日に第2次補正予算で国から

に特例調定を行うものであったが、年度内での事務処理を失念したもの。

<処理内容>

出納閉鎖後に未処理が判明したため、令和5年度歳入として調定決議を行った

<再発防止策>

数の目によるチェック体制の強化を図る 定処理状況等を見える化し、経理担当班及び事業担当班の相互による正しい知識の共有、複 調定漏れが発生したことを受け、国庫補助金歳入調定状況一覧表を作成して情報入力・調

数人で確認を行い、早期に情報共有し、相互に管理を行うことにより再発防止に努める。 また、出納整理期間中には、財務システムによる、調定・収入・収入未済状況等を随時複

林業振興課

Ξ

監査委員の報告の内容

国庫補助金の調定において、不適切な事務処理が認められたので、内部統制の体制整備を図

り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

( 内 谷 (

·件数

令和4年度森林環境保全整備事業費補助金において、二重に調定していたもの。

·正調定額 10,000,000円 ·誤調定額 20,000,000円

措置の内容

П

<発生原因>

森林整備課担当から調定の実施について確認された際に、調定済みであることを失念してい たため、再度調定を行ったもの。 交付決定通知日で調定を行っていたが、出納整理期間中に、同補助金をとりまとめている

<処理内容>

<再発防止策>

①国の交付決定等については、決裁ルート確認表を添付し、予算担当班にも必ず供覧すると ともに、決裁後、予算担当班に当該起案を提出し、調定等の手続きを適正に行うことを徹

②調定入力後、 付決定の調定入力の有無を確認できるようにする。 「調定済」のスタンプを交付決定通知原本に押し、事業担当班においても交

### (12)

# 監査委員の報告の内容

られたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。 県営住宅使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認め

### (内容)

県営住宅使用料

# 令和 4 年度収入未済額

過年度分 現年度分 22,487,855円 12,430,710円

### ᄪᆘ 34,918,565円

令和3年度収入未済額 現年度分 13,368,900円

### 過年度分 21,666,070円

ᄪ 35,034,970円

### 口 措置の内容

<発生原因>

たものの、納付されなかったもの 滞納整理実施要領に基づき未納者に対して督促し、電話や訪問による支払い催告等を行っ

間債権回収業者(サービサー)への債権回収委託を実施したが、納付されなかったもの。 既に退去している滞納者に対しても現住所を調査し、書面、電話等による支払い催告や民

### <処理内容>

問に同行するなど、連携を密にした取組を実施した。 しており、滞納整理業務についても公社が主体となり実施するほか、県住宅課職員が戸別訪 県営住宅の管理業務全般については宮城県住宅供給公社(以下「公社」という。)へ委託

の取組方針を基本とし、初期滞納者への早期対応の強化や、滞納発生時における連帯保証人 への協力要請等、滞納の蓄積を未然に防ぐ取組を実施した。 県と公社は、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について(令和3年度~令和4年度)

県では公社と、毎月連絡調整会議を開催し、滞納整理の実施状況や収納状況及び収入未申

告と滞納の関係を把握しながら、滞納発生に対して早期に対応するよう取り組んだ

を密にして入居承継や同居承認等の手続きを滞納者に促した。 事例を早期に解消する、又は未然に防ぐためにも公社の滞納整理部門と入居管理部門が連携 高額な近傍同種家賃になり、結果として滞納額が増加している事例が見られる。このような 収入未申告者の中には、入居承継や同居承認等の手続きが未了であることにより、

減免を行うことで滞納発生を未然に防いでいる。 全入居者に対して減免制度の周知を行い、家賃等の支払いが困難な入居者に対して適切に

方針を検討し、対策を講じている 滞納が長期化している案件については、法的措置による厳正な対処を前提に、個々に対応

者選定会議を経て、明渡訴訟を提起し、応じない入居者に対しては断行を実施した。 再三の催告等を行っても納付の見込みがない滞納者については、県と公社による訴訟対象

# <再発防止策>

# 【入居者への取組】

- ①初期滞納者(1~2か月)への取組強化
- ②法的措置による厳正な対処
- ③収入申告の徹底
- ④各種手続きに係る迅速かつ丁寧な対応
- ⑤生活保護受給者の代理納付の利用拡大
- ⑦減免制度の周知

⑥連帯保証人に対する対応の強化

⑧高齢者や福祉的対応が必要な滞納者に対する指導強化

# 【退去滞納者への取組】

- ①民間債権回収業者 (サービサー) の活用
- ②弁護士への債権回収業務委託
- ③法的措置による厳正な対処
- ④債権の適正管理

(13)

会計課、会計指導検査室

# 監査委員の報告の内容

国庫補助金の支出事務において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を

図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(14)

市町村から提出のあった国庫補助金の概算払請求について、国費請求を怠っていたもの。

·件数

措置の内容

・金額

600,000円

<発生原因>

ができなくなってしまったもの 認が十分でなかったことにより、支払手続が行われないまま、国の支出期限を経過し、 市町村に支払う補助金の請求書類が県担当課から提出され、会計課において請求内容の確

<処理内容>

たところであり、引き続き、支払に向け、国と協議・調整を行っていく。 市町村に対し、事案発生の経緯等を説明し陳謝するとともに、国の関係部署に報告を行っ

<再発防止策>

提出書類の確認用として担当課が作成する「請求書一覧表」の記載項目を見直すなど国費 事務マニュアルを改正し、提出書類のチェック漏れ防止対策を講じた。

チェック体制を確保する。 支払に係る担当課でのチェックの実施状況について、会計課で確認することとし、確実な

体制を更に強化する。 未払の状態となっている補助金等の確認結果を複数職員で突合することにより、チェック

高校教育課、高校財務·就学支援室

監査委員の報告の内容

切な債権管理に向けた対策を講じられたい。 高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金

令和 4 年度収入未済額

過年度分 現年度分 341,283,344円 69,484,440円

ᄪ 410,767,784円

令和5年12月26日

令和3年度収入未済額

過年度分 現年度分 308,408,123円 72,305,263円

(15)

ᄪᆘ 380,713,386円

措置の内容

П

<発生原因>

に開始され、年々償還対象者の増加に伴い、償還未納額も増加している。 平成17年度に貸付を開始した高等学校等育英奨学資金は、平成24年度以降、償還が本格的

<処理内容>

取りまとめ、室内で情報共有を図るとともに、会計課に報告している 行い、さらに所在不明等の回収困難な案件の一部については、債権回収会社(サービサー) に業務委託するなど、取組強化を図っているところである。また、毎月の貸付金償還状況を 収入未済を縮減するため、未納者本人や保証人に対し文書や電話による納付の働きかけを

<再発防止策>

らないように、卒業時に償還に対する意識付けを行うよう学校に依頼するなど、引き続き収 重点的に電話等による督促を継続的に行うとともに、奨学生の返還に関する意識が希薄とな 入未済縮減に努める。 返済初期対応として、新たに償還が開始した奨学生の中で、返済が滞っている者に対して、

高校教育課、高校財務·就学支援室

(15)

監査委員の報告の内容

れたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 社会保険料及び使用料において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認めら

(内容)

を怠り、自費で支出処理を行った不適切な会計事務処理があったもの。 会計年度任用職員の社会保険料及びETCカード利用料において、県費による支出処理

社会保険料

期間 令和4年11月分~令和5年1月分

金額 312,366円

ETCカード利用料

令和3年6月分~令和3年10月分

期間

令和4年1月分~令和4年12月分

届出が必要であったが失念し、共済費の支出及び歳入歳出外現金の払出をしていなかった 臨時的任用職員の社会保険料について、令和4年10月の制度改正により年金事務所への

& 9 °

- ·件数 1件
- ·金額 646,942円

### 措置の内容

口

### <発生原因>

担当者任せになっていたことが主な原因である なかったことと、周囲の職員がそれぞれの担当業務をこなす中、相互チェックが疎かになり、 担当職員の支出関係事務が膨大となっていたほか、所属内でのチェック体制が機能してい

### <処理内容>

生していないため、特段の事務処理を要しない。 上記1については顧問弁護士等にも相談しており、支払自体は完了し債権債務の問題は発

けで払出済みである。 2については、本年4月28日に年金事務所にて手続を行い、保険料については5月30日付

報

<再発防止策)

くりや内部統制の確保に努める

(16)

# 監査委員の報告の内容

ともに、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。 公有財産において、引き続き財産の報告時期の遅延が認められたので、速やかに是正すると

報告が行われていなかったもの 前年度において財産の報告時期の遅延があった歴史の道標柱説明板について、財産の異動

- ·取得金額 14,486,950円

### 措置の内容

<発生原因> を確認する中で、指摘を受けた対象となる標柱が29基のほか、東日本大震災の影響により、 昨年度から財産の異動報告が行われていなかった歴史の道標柱説明版設置事業の関係資料

設置場所等が未確定である1基が判明し、その取扱いに関する調整に時間を要したため、事

業全体30基分の異動報告ができなかったもの

を完了した。 令和5年6月下旬に、設置場所が未確定である1基を除いた29基分の公有財産の異動報告

なお、残り1基分についても、準備が整いしだい異動報告を行うこととしている

# <再発防止策>

当班と公有財産事務担当班の間で情報共有し、施行伺に報告予定時期等を明記するほか、報 告完了まで一覧表で管理することにより、報告漏れを未然に防止する。 工作物の設置が決定した段階で、公有財産異動報告の必要性やその時期について、事業担

### 警察本部

<u>=</u>

# 監査委員の報告の内容

返還金において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

### (内容)

26日に調定すべきところ令和4年6月6日に調定したもの カード決済に伴う金融機関からのキャッシュバックに伴う返還金について、令和3年11月

件数 1件

により確認するほか、職員が気軽に周囲に相談し協力を依頼できる風通しの良い職場環境グ

会計書類の複数人による確認を徹底するとともに、事務処理の完了状況をチェックリスト

·金額 3,500円

### 措置の内容

П

# <発生原因>

各種資料の確認不徹底

クキャンペーンの資料の確認を担当者任せにし、複数人による確認が不足していた デビットカードが発行された際に郵送された書類にあったと思料されるキャッシュバッ

定期的な通帳残高の確認不足

本通帳は当該支払のみの年一回しか使用しないものであるため、定期的な記帳による残

< 処理内容 キャッシュバックによる入金を確認後、直ちに県警会計課に相談し、県財政課及び県警会 高確認が不足していた。

# <再発防止策>

計課からの回答に従い、速やかに調定処理を行った

複数人による各種資料の確認

金融機関からの書類は複数人により確認を行い、財務に影響が出る事項に関して見落と

(17)	令和5年12月26日	火曜日	宮	城	県	公	報	第466号
								しがないようにする。 ・定期的な通帳残高の確認 定期的な通帳記帳により残高確認をすることで、失念による事務処理ミスを防ぐ対策を 徹底する。